

重要事項説明書（居宅介護支援）

1. 事業者

名称	株式会社まいづる
所在地	福岡市中央区舞鶴1-6-1 ラフォーレ舞鶴302
電話	092-737-1208
設立	平成11年10月7日
業務内容	居宅介護支援、通所介護、訪問介護、家政婦紹介所

2. 事業所

名称	まいづるケアプランサービス
所在地	福岡市中央区舞鶴1-6-1 ラフォーレ舞鶴302
電話	092-714-7745
FAX	092-737-1209
開設	平成12年4月1日
指定番号	4071001871

3. 事業所の責任者

管理者	中村 由佳子
-----	--------

4. 事業所の職員体制

管理者	1名
介護支援専門員	1名以上

5. 営業日および営業時間

営業日	平日（月～金）午前9時～午後5時
休日	土、日、祝祭日 8月13日～8月15日、12月29日～1月3日

6. サービス提供地域

福岡市中央区、博多区、南区、城南区、
当地区内では、交通費はサービス利用料金に含まれています。

7. 事業の目的および運営方針

- ①利用者が可能な限りその居宅において、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者やその家族の意向を基に居宅サービス事業者、介護施設等と連絡調整し、必要なサービスが利用できるよう取り計ります。
- ③利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に偏ることのないよう公正中立に行います。
- ④利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

8. 公正中立なケアマネジメントの提供

- ①利用者はサービス事業者の選定にあたって、利用者は複数の指定居宅サービスの事業者を紹介するよう求めることができます。
- ②利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることができます。
- ③ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

9. 医療機関との連携に関して

- ①病院等に入院した際、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため利用者又は家族から病院等に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えていただくよう願います。

10. サービス内容と料金

- ①毎月、各種サービスの利用計画（サービス利用票）を利用者やその家族と打合せ同意の上、作成し提示します。また連絡調整が必要な場合、訪問および電話にて行います。月に1度はご自宅に訪問させていただきます。
- ②契約締結前であっても、ケアプランの見積りを作成します。
- ③要介護または要支援認定を受けられた利用者は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。

●居宅介護支援費（Ⅰ）

※当事業所の介護支援専門員1人当たりの標準取扱件数35件とする

居宅支援Ⅰ i 1 要介護1・2 (1,086単位/月×10.7円) 11,620円

居宅支援Ⅰ i 2 要介護3・4・5 (1,411単位/月×10.7円) 15,097円

●初回加算 (300単位/月×10.7円) 3,210円

●入院時情報連携加算（Ⅰ） (250単位×10.7円) 2,675円

入院時情報連携加算（Ⅱ） (200単位×10.7円) 2,140円

●退院退所加算（Ⅰ 1）カンファレンス参加なし連携1回 (450単位×10.7円) 4,815円

退院退所加算（Ⅰ 2）カンファレンス参加あり連携1回 (600単位×10.7円) 6,420円

退院退所加算（Ⅱ 1）カンファレンス参加なし連携2回 (600単位×10.7円) 6,420円

退院退所加算（Ⅱ 2）カンファレンス参加あり連携2回 (750単位×10.7円) 8,025円

退院退所加算（Ⅲ）カンファレンス参加あり連携3回 (900単位×10.7円) 9,630円

●通院時情報連携加算 (50単位/月×10.7円) 535円

●緊急時等居宅カンファレンス加算 (200単位 ×10.7円) 2,140円

●ターミナルマネジメント加算 (400単位/月×10.7円) 4,280円

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

- ①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- ②業務上、知り得た利用者及び家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ただし、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる必要がある場合、利用者もしくは家族の同意を得るものとします。（同意が得られない場合、サービス調整ができず、一体的なサービス提供ができない場合があります）

12. 事故発生時の対応方法

- ①事業所及び従業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。
- ②事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止の為の対策を講じるものとします。

13. 家族等への連絡

希望があった場合、利用者に連絡するのと同様の通知を家族等へも行います。

14. 記録の保管

サービス提供の記録については、サービス提供終了後5年間保管します。記録の閲覧及び実費を支払っての写しの交付は、本人及び家族に限り可能とします。

15. 損害賠償

事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

賠償責任保険の契約内容について、希望があれば情報開示します。

16. 留意事項

- ①介護支援専門員は身分証明書を携行し、初回訪問時および利用者または家族から求められた時は提示します。
- ②訪問看護等医療系サービスについては、医師の判断に基づいてサービスが提供されます。
- ③事業所職員による営利行為、宗教勧誘は禁止しています。
- ④職員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮ください。

17. 虐待の防止について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、指針を整備し責任者を設置等、必要な体制の整備を行い、その従業者に対し虐待の防止を啓発・普及する為の研修を実施する等の措置を講じます。

- ①事業所は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ②事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ③虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④事業所は虐待防止責任者（管理者）を選定しています。

18. 身体拘束に関する事項

- ①利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行わないものとします。
- ②やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

19. 業務継続に向けた取り組み

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対して、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

20. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態等の必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所での感染症の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催し、その結果を従業者に周知しています。
- ④事業所での感染症予防及び蔓延防止の為の指針を整備しています。
- ⑤従業者に対し、感染症予防及び蔓延防止の研修及び訓練を定期的の実施します。

21. 契約の解除

- (1) 利用者は、いつでも契約を解除することができ、そのための料金は一切かかりません。事業者からの解約は、やむを得ない場合のみとし、1ヶ月前に書面にて理由を通知するものとします。
- (2) 契約書第11条に規定する「この契約を継続し難い程の背信行為（刑法等の法令違反または事業者に対する暴力的な行為若しくは脅迫行為または暴力等）」とは次のような行為をさします。
 - ①身体的暴力：身体的な力を使って危害を及ぼす行為（物をなげる、蹴る、たたく、つねる、ひっかく、刃物を見せる・振り回すなど ※回避したため危害を免れた場合も含む）
 - ②精神的暴力：個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為（大声を発して威圧する、威圧的な態度で長時間話し続ける、脅迫的な物言いをする、誹謗中傷するなど）
 - ③セクシャルハラスメント：性的な誘いかけ・嫌がらせ、好意的態度の要求（不必要に体を触る・裸を見せる、性的な話をする・画像を見せる、不必要な接触を求めるなど）
 - ④介護保険では提供できないサービスをケアプランに位置付けることを強要する、不当な金銭等の要求をする、不必要につきまとうなど

22. サービス内容に関する苦情・相談窓口

担 当	中村 由佳子
電 話	092-714-7745

当事業所以外に、市町村、県、国保連合会にも相談窓口があります。

福岡市博多区福祉介護保険課	092-415-1078
福岡市中央区福祉介護保険課	092-718-1102
福岡市南区福祉介護保険課	092-559-5127
福岡市城南区福祉介護保険課	092-833-4102
国 保 連 合 会	092-642-7859

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は下記のとおりです。

対象期間：令和5年度 後期（9月1日から2月末日）

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	31%
通所介護	46%
地域密着型通所介護	13%
福祉用具貸与	56%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	まいづるヘルパーステーション 29%	rebirth福岡中央 18%	西日本ヘルパーステーション 16%
通所介護	まいづるのデイサービス 60%	ふくよかケアプラザ大名 13%	ライフケア大手門 6%
地域密着型通所介護	早稲田イーライフ大濠 21%	デイサービス徒然 19%	デイサービスいつも 12%
福祉用具貸与	株式会社 クレオ 35%	フランスベッド 14%	太陽シルバーサービス 10%

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対し本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 福岡市中央区舞鶴1-6-1
ラフォーレ舞鶴302
名 称 株式会社 まいづる
まいづるケアプランサービス
説明者

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名

印

代理人（利用者との関係）

住 所

氏 名

印